

	項目数
(Ⅰ教育研究等の質の向上を達成するための措置)	
(1教育に関する措置)	
① 人材育成方針	1
② 教育の内容	4
③ グローバル人材の育成	1
④ 教育の質保証	1
⑤ 教育の推進体制	3
⑥ 学生受入方針	1
⑦ 学生支援の充実	5
(2研究に関する措置)	
⑧ 研究水準の向上	3
(3社会連携に関する措置)	
⑨ 地域貢献	
⑩ 産学官連携	
⑪ 社会連携態勢の整備	6
(4グローバル化に関する措置)	
⑫ 国際力の教科	2
(4附属病院に関する措置)	
⑬ 高度・先進医療の提供	1
⑭ 高度専門医療人の育成	1
⑮ 地域医療及び市民への貢献	1
⑯ 安定的な病院の運営	1
(Ⅱ業務運営の改善及び効率化に関する措置)	
⑰ 運営体制	1
⑱ 組織力の向上	3
(Ⅲ財務内容の改善に関する措置)	
⑲ 外部資金の確保	1
⑳ 効率的な大学運営の推進	1
(Ⅳ自己点検及び評価並びに情報公開等に関する措置)	
㉑ 自己点検及び評価の実施	1
㉒ 情報の提供と戦略的広報の展開	1
(Ⅴその他業務運営に関する重要目標を達成するための措置)	
㉓ コンプライアンス等の徹底	2
㉔ 施設設備の整備等に関する措置	1
㉕ リスクマネジメントの徹底	3
㉖ 支援組織の構築	2
(Ⅵ大阪府立大学との統合等に関する措置)	
㉗ 大阪府立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進	2
㉘ 大阪府立大学との連携の推進	1